

居宅サービスの紹介

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介助をしたり、調理、洗濯、掃除といった日常生活の手助けを行います。



訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が家庭を訪問し、入浴の介助を行います。



訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に従い病状の観察、床ずれの手当などを行います。



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、リハビリを行います。



居宅療養管理指導

医師などが家庭を訪問し、療法上の指導を行います。



その他のサービス

家庭を訪問するサービスのほかにも、介護老人福祉施設などへ日帰りで通ったり、短期間入所するサービス、また、福祉用具の貸与や購入費の支給などのサービスも受けることができます。

- ▷通所介護 ▷通所リハビリテーション ▷短期入所生活介護 ▷短期入所療養介護 ▷痴呆対応型共同生活介護 ▷特定施設入所者生活介護 ▷福祉用具の貸与▷福祉用具の購入費の支給 ▷住宅改修費の支給

市独自の助成支援事業

■おためしホームヘルプサービス事業

対象となるサービス
▽訪問介護

対象者
要介護・要支援認定を受け、訪問介護を利用したことのな
い人

助成内容
1人5回を限度として、訪問
介護の利用料が無料

■介護保険居宅サービス利用料助成

対象となるサービス

- ▽訪問介護
- ▽訪問入浴介護
- ▽訪問看護
- ▽訪問リハビリテーション
- ▽居宅療養管理指導

助成内容

- ①介護保険料の所得段階が第1段階および介護保険料軽減対象の人⇨サービスの利用に伴う、自己負担額の2分の1を助成(通常10パーセントの自己負担額が、5パーセントになるよう助成)
- ②介護保険料の所得段階が第

居宅サービス利用料助成後の負担のめやす

サービスの種類・内容	利用者負担			
	通常(10%)	①の助成後	②の助成後	
訪問介護	身体介護(30分以上1時間未満)	402円	201円	302円
	生活援助(30分以上1時間未満)	208円	104円	156円
訪問入浴介護	1回につき	1,250円	625円	938円
訪問看護	訪問看護ステーションの場合	425円	213円	319円
	病院、診療所の場合	343円	172円	258円
訪問リハビリテーション	1日につき	550円	275円	413円
居宅療養管理指導	医師または歯科医師が行う場合(月2回まで)	500円	250円	375円

2段階から第5段階の人⇨サービスの利用に伴う、自己負担額の4分の1を助成(通常10パーセントの自己負担額が、7・5パーセントになるよう助成) ※利用したサービスの領収書が必要です。

申請先
▽各中学校校区の在宅

介護支援センター
▽高齢社会課(本庁舎2階・☎201

3173)